

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案等に対する意見公募要領

令和6年8月7日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく再エネ賦課金の減免制度について、省エネルギー政策の強化等の動向や関係審議会（総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）における検討結果を踏まえ、改正省令案等を取りまとめました。

広く国民の皆様から意見を頂きたく、以下の要領で意見を募集します。

2. 意見公募の対象

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館4階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年8月7日（水）～令和6年9月11日（水）必着

※「e-Gov」は新システムへの切替作業に伴い、令和6年8月9日（金）19時から令和6年8月13日（火）8時まで（予定）、公示情報の閲覧、意見の提出等のパブリックコメントに関する機能含め、全サービスが利用できませんので、あらかじめご了承ください。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから提出ください。

- (2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： bzl-fit-saiene@meti.go.jp

（電子メールの件名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様から頂いた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。